

令和6年能登半島地震に伴う災害対応支援金募集要項

令和6年3月11日

この支援金は、本学に在学する学生（非正規生を除く。）で、令和6年能登半島地震の被災により学生生活の継続に支障をきたした学生が、早期に通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援を目的としています。なお、この支援金の財源は富山大学基金を活用した学生修学支援事業によるものです。

本人の申請に基づき、審査のうえ、支援金を給付します。

1. 支援対象となる要件

本学の学生で以下のいずれかに該当する者を対象とする。

- (1) 学生本人又は学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、学生本人又は学資負担者の居住する家屋が損壊（一部損壊を含む。）した場合
- (2) 学資負担者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、死亡又は行方不明となった場合
- (3) (1) 又は (2) に準ずる場合であって、学長が特に支援の必要があると認めた場合。

2. 給付額

- (1) 家屋が全壊した者 10万円
- (2) 家屋が半壊（大規模半壊及び中規模半壊を含む。）した者 8万円
- (3) 家屋が一部損壊（準半壊を含む。）した者 5万円
- (4) 学資負担者が死亡又は行方不明となった者 10万円

3. 申請方法等

(1) 提出書類

- ・富山大学災害対応支援金申請書（別紙） …申請者全員
- ・罹災証明書（コピー可） …申請要件（1）に該当する場合
- ・学資負担者が死亡又は行方不明となっていることを証明する書類 …申請要件（2）に該当する場合

【注意】 ①支援金は本学に登録された授業料振替口座に原則振込みます。

なお、別の振込先を希望する場合は、通帳見開き1ページ目のコピーを併せて提出してください。

②令和6年3月に卒業又は修了予定の者は、以下の書類を併せて提出願います。

- ・令和6年4月以降も振込みが可能な口座の通帳見開き1ページ目のコピー

※災害対応支援金の申請～給付まで、2か月程度の期間を要するためです。

- ・あて名票

※令和6年4月以降に、確実に結果通知を受け取ることができる住所を記載してください。

■ 別途必要と認める証明書類等の提出を求める場合があります。

(2) 申請期限

- ① 令和6年3月に卒業又は修了予定の者
・令和6年3月29日(金) 17時
- ② 上記以外の学生
・令和6年4月30日(火) 17時

※申請期限までに必ず提出してください。

なお、罹災証明書の発行に時間がかかる場合は、先に市町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った申請書類(コピー)を添付し、後日、罹災証明書が発行された際には速やかに提出ください。

(3) 提出先

- ・五福キャンパス 学生支援課(学生会館1階)
- ・杉谷キャンパス 杉谷地区事務部学務課 学生支援チーム(医薬学図書館2階)
- ・高岡キャンパス 芸術系総務・学務課 学務チーム(芸術文化学部A棟1階)

※郵送する場合は、学生支援課(問い合わせ先を参照)宛に送付してください。

なお、その際は、特定記録郵便やレターパックライトを利用し、申請期限までに届くようにしてください。

4. 結果通知

- ・令和6年3月卒業・修了予定者
→文書で通知します。(提出されたあて名票を貼った封筒で送付します。)
- ・令和6年4月以降も在学する学生
→ヘルン・システム又はアクティブメールにて通知します。

5. その他

- (1) 虚偽等の申請が判明した際には、支援金の決定を取り消し、支援金を返還していただきます。
- (2) 支援金の支給は1世帯につき1件です。また、【1. 支援対象となる要件】のうち、複数の要件に該当する場合でも、いずれか一つの要件を選択する必要があります。
- (3) 修業年限を超えて在学する学生も申請可能です。
- (4) 提出された申請書類等は返却しません。
- (5) 申請書類に記載されている個人情報は、本事業に限り利用するもので、その他の目的に使用することは一切ありません。

6. 問い合わせ先

富山大学 学務部学生支援課

〒 930-8555 富山市五福 3190

TEL 076-445-6087

E-mail kgakusei@adm.u-toyama.ac.jp